

流山市 DX 推進計画

(令和7年度～令和11年度)

バージョン	作成日
第1.0版	令和7(2025)年3月

流山市

目次

第1章 計画の策定にあたり.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	5
第2章 推進のための取組.....	6
1 これまでの DX 推進の取組.....	6
2 流山市 DX 推進本部.....	8
3 DX 施策の体系.....	9
4 流山市 DX 推進計画の進捗管理.....	10
5 DX に関する人材育成方針.....	11
第3章 情報化に関する社会環境及び国・県の動向.....	16
1 社会の動向.....	16
2 国の動向.....	19
3 県の動向.....	21
第4章 本市のデジタル化におけるビジョンと基本方針.....	23
1 本市が目指す姿.....	23
2 基本方針.....	26
3 DX 推進体制.....	27
4 デジタル人材の確保・育成の推進.....	28
5 市民等や他機関との連携や共創による DX 推進.....	29
第5章 本市の現状と方向性.....	30
1 自治体フロントヤード改革の推進.....	30
2 自治体情報システムの標準化・共通化.....	32
3 賦課・収納における eLTAX の活用.....	33
4 マイナンバーカードの普及促進・利用の推進.....	34
5 セキュリティ対策の徹底.....	36
6 自治体の AI・RPA の利用推進.....	39
7 テレワークの推進.....	44
8 デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化.....	45
9 デジタルデバイド対策.....	47
10 デジタル原則を踏まえた規制の点検の見直し.....	49

11	デジタル技術を活用した BPR の取組の徹底	50
12	オープンデータの推進・官民データ活用の推進	51
第6章	施策別アクションプラン（各論）	53
	参考資料	54
1	流山市における情報化の主な取組	54
2	流山市 DX 推進計画策定経緯	59
3	流山市 DX 推進本部設置要綱	60
4	流山市 DX 推進リーダー設置要綱	62

第1章 計画の策定にあたり

1 計画の目的

本市では、情報化推進施策に係る具体的な取組の提示を目的として、平成17（2005）年3月に流山市情報化推進計画を策定しました。

流山市情報化推進計画は、ICT（注1）の進歩や市民等のニーズの変化、財政状況の推移、国・県の情報化施策の進展等を踏まえて、情報化に係る環境や技術的な進展に対応するとともに、行政サービスの高度化、行政の手続き等の簡素化・効率化、地域の課題解決の実現を進めるものとします。

また、流山市内の官民データ（注2）活用の推進を図るとともに、将来的な地域課題の自発的な解消や行政及び民間のサービス水準の向上につなげ、市民の利便性向上に寄与し、データの利活用を通じた地域経済の活性化につなげるものとします。

さらに、業務やシステムの標準化、クラウド（注3）やAI（注4）の利用等、DX（注5）の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、職員でなければできない業務への特化や更なる業務の効率化、将来の職員数の減少への備えを通じ、流山市が抱える諸問題の解消を図るものとします。

なお、コロナ禍において社会全体で急速なデジタル化が進められており、国では、令和2（2020）年度に「自治体DX推進計画」（注6）を策定したことから、「流山市情報化推進計画」を「流山市DX推進計画」に名称を改めました。

（注1）ICT

情報通信技術のこと。

Information and Communication Technology の略。

（注2）官民データ

電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは自治体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるもの。

（注3）クラウド

ネットワークを經由し、ハードウェアやソフトウェア等のコンピュータ資源をサービスの形で利用する形態。

（注4）AI

高度に知的な作業や判断をコンピュータなどの人工的なシステムで行えるようにする技術（人工知能）。

Artificial Intelligence の略。

(注5) DX

デジタル技術による改革のこと。

Digital Transformation の略。

(注6) 自治体 DX 推進計画

国が策定した「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向け、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みをそろえて取り組んでいく計画のこと。

2 計画の位置づけ

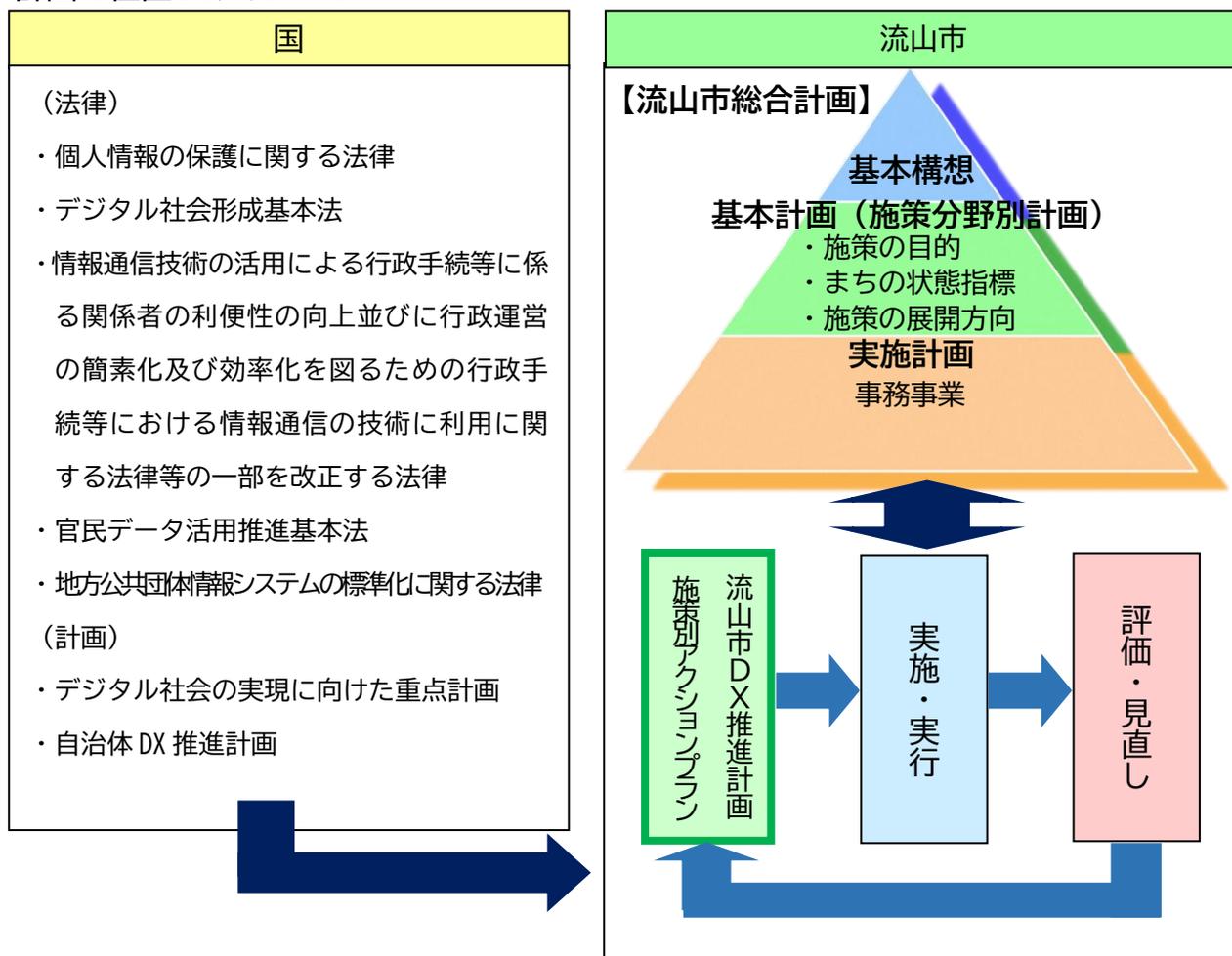
流山市 DX 推進計画は、流山市総合計画基本構想、流山市総合計画基本計画及び実施計画の上位計画と整合を図りながら情報化分野における具体的な取組を示すものとして示します。

また、デジタル社会形成基本法第37条第1項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第4条第1項及び官民データ活用推進基本法第8条第1項の規定により定められた「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画」に基づき官民データ活用等の推進施策を策定する基本的な計画として位置づけます。

上位計画である「流山市総合計画」に基づく情報化施策の位置付けは次のとおりです。

なお、アクションプランは、本市の情報化施策の推進に関する基本方針を基に、令和7年度から令和11年度までの間に、各課が予定している情報化に関する進捗状況を掲載しています。

計画の位置づけイメージ



- (1) 「流山市総合計画基本構想」の「第4章 市政経営の基本方針」の「4 生産性の向上と新たな付加価値の創造」（抜粋）

限られた経営資源を活かすため、AI（人工知能）やロボティクスによる自動処理などの技術革新を積極的に活用し、業務の生産性の向上を図るとともに、職員は職員でなければできない業務に特化することで、行政サービス全体の付加価値を創造し、市民満足の向上に努めます。

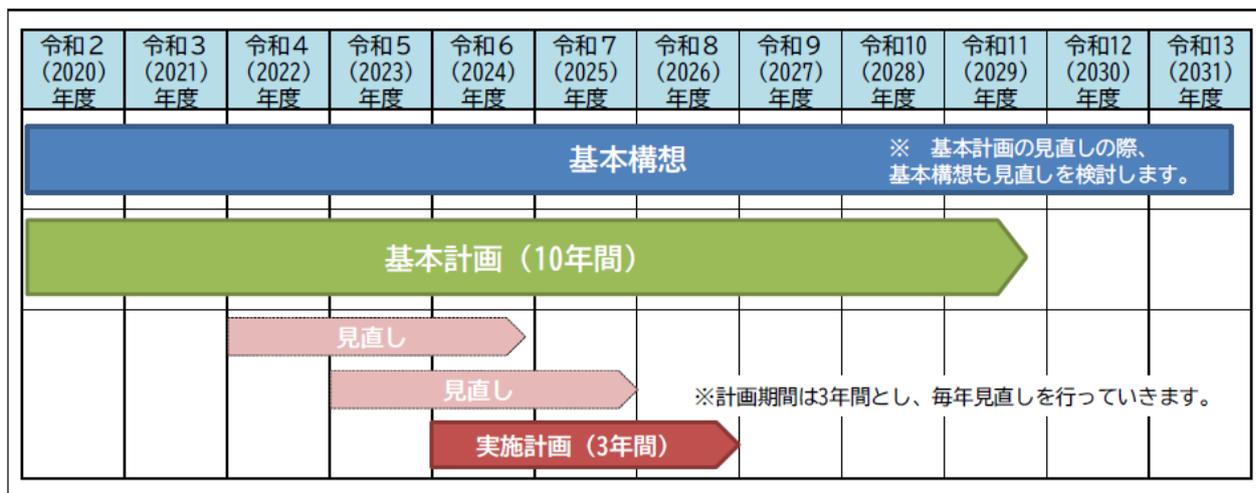
- (2) 「流山市総合計画基本計画」の「第4章 計画を推進するために」の「4 行政経営（1）効果的・効率的な行政サービスの提供」（抜粋）

マイナンバーの利用による行政手続の簡素化、AI（人工知能）やロボティクスによる自動処理などの新技術や更なるアウトソーシングの推進により、市民にとってより利便性の高い行政サービスの提供と業務の効率化を同時に進めます。

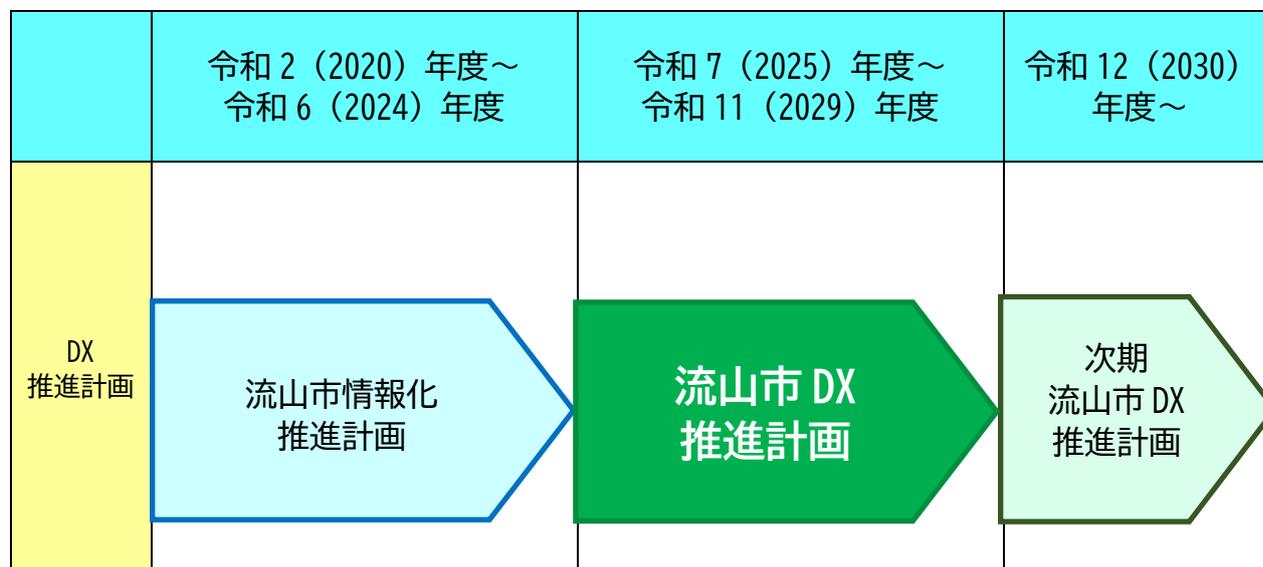
3 計画の期間

流山市 DX 推進計画の対象期間は、流山市総合計画に基づき、施策を定めるものとして、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

■流山市総合計画の期間



■流山市 DX 推進計画の期間



第2章 推進のための取組

1 これまでのDX推進の取組

これまでの計画における主な取組内容は、以下のとおりとなります。

- (1) 平成17（2005）年度から平成21（2009）年度までの主な情報化推進の内容
 - ・基幹系システムダウンサイジング（注7）
 - ・戸籍電算システム導入
 - ・安心メール（災害、火災、防犯等の情報）配信開始
 - ・電子申請システム導入
 - ・蔵書検索システム導入
- (2) 平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までの主な情報化推進の内容
 - ・市ホームページCMS（注8）導入
 - ・オープンデータ（注9）公開
 - ・みどりのメール（イベントや市政情報などの情報）配信開始
 - ・SNS（注10）利用開始
 - ・情報システムのクラウド利用開始
- (3) 平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までの主な情報化推進の内容
 - ・マイナンバー制度開始
 - ・統合型GIS（注11）導入
 - ・自治体情報セキュリティクラウド（注12）導入
 - ・基幹系システム自治体クラウド採用
 - ・基幹系システムRPA（注13）導入
- (4) 令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの主な情報化推進の内容
 - ・テレワーク用モバイルノートパソコン導入
 - ・議事録作成支援システム（注14）導入
 - ・市LINE公式アカウントサービス開始
 - ・生成AI利用開始
 - ・オンライン申請システム「行かない窓口」導入

課題としては、更なる DX 推進の取組により、職員の事務効率の向上及び負担軽減、市民の利便性の向上を図っていくことが挙げられます。

(注7) ダウンサイジング

機器やシステム等を性能や機能を保ったまま縮小、小型化、小規模化すること。

(注8) CMS

Web コンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報等を一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。

Contents Management System の略。

(注9) オープンデータ

国や自治体等の公共機関が保有するデータを、市民や企業が自由に利用できる形式で公開するもの。

(注10) SNS

人と人との交流を維持・促進するためのインターネット上のサービス。

Social Networking Service の略。

(注11) GIS

デジタル化された地図（地形）データと、統計データや位置の持つ属性情報等の位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システムとのこと（地理情報システム）。

Geographic Information System の略。

(注12) 自治体情報セキュリティクラウド

各都道府県にてインターネットへの接続口とセキュリティ施策を取りまとめ、自治体へサービス提供する仕組み。

(注13) RPA

人がパソコン上で行うキーボードやマウス操作を自動化する技術のこと。Robotic Process Automation の略。

(注14) 議事録作成支援システム

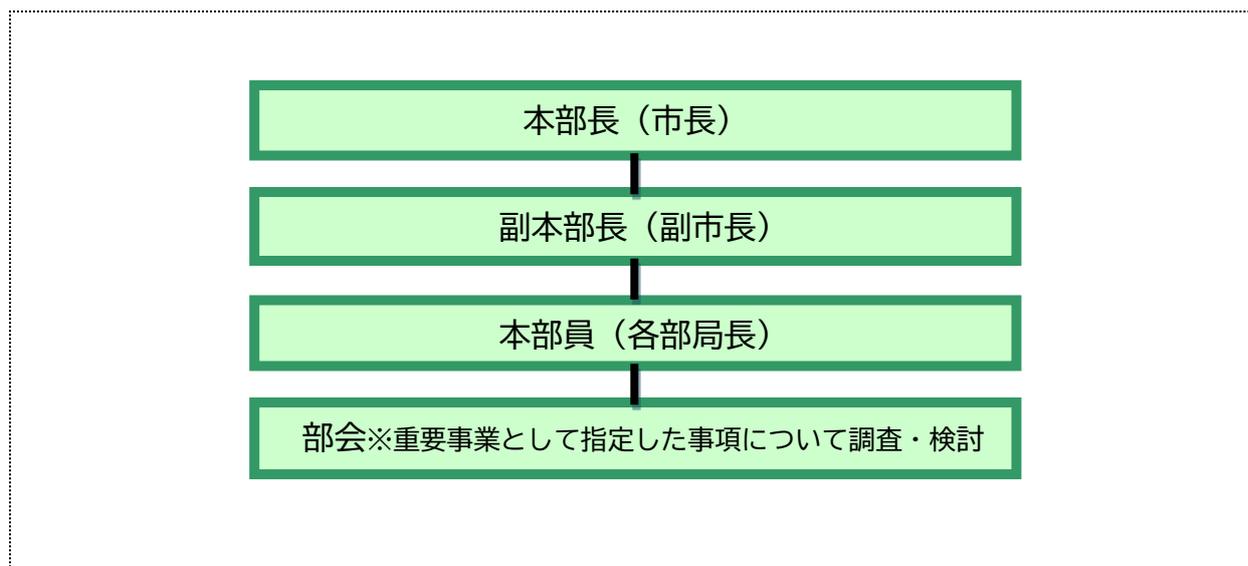
会議における議事録の作成を支援する AI を活用した音声認識サービスのこと。

2 流山市 DX 推進本部

全庁的な推進組織として市長を本部長とする「流山市 DX 推進本部」を中心に、総合的かつ戦略的に情報化を推進します。

また、重点的に推進する事業や組織横断的な課題に対しては、DX 推進本部下に部会を組織するなど、柔軟で横断的な組織編成として取り組むものとします。

流山市 DX 推進本部の概要図



3 DX 施策の体系

本市まちづくりの指針である総合計画との整合を図るため、本計画における施策の体系も流山市総合計画の施策体系に沿うものとします。

【流山市総合計画の施策体系】

まちづくりの基本政策		施策	
1	安心・安全で快適に暮らせるまち	1	防災
		2	消防・救急
		3	交通安全・防犯・消費生活
		4	地域コミュニティ・市民協働
2	生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち	1	健康・医療
		2	生涯学習
		3	文化芸術・歴史
		4	スポーツ
3	良質な住環境のなかで暮らせるまち	1	みどり・生物多様性
		2	市街地整備・景観
		3	道路
		4	河川・排水
		5	上下水道
		6	交通
		7	住宅
		8	生活環境
		9	廃棄物
4	賑わいと魅力のあるまち	1	地域経済
		2	農業
		3	ツーリズム
5	誰もが自分らしく暮らせるまち	1	高齢者福祉
		2	障害福祉
		3	地域福祉
		4	共生社会
6	子どもをみんなで育むまち	1	子ども・子育て
		2	学校教育
	計画を推進するために	1	財政運営
		2	資産活用
		3	組織・人材
		4	行政経営
		5	マーケティング

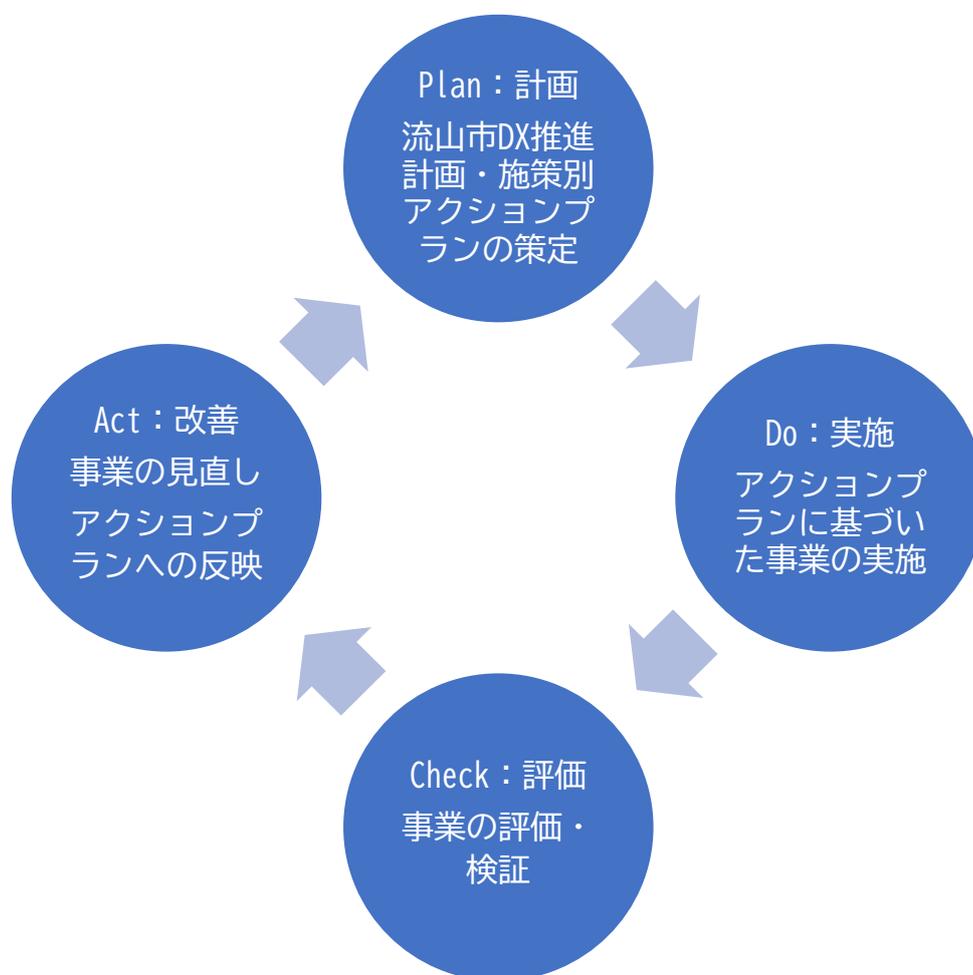
4 流山市 DX 推進計画の進捗管理

上位計画である「流山市総合計画」に基づきながら、PDCA サイクル（注15）により進捗管理を徹底し、システム導入・更新時だけでなく、今後も進歩する ICT 環境の状況を踏まえ、社会情勢に適応した情報化の推進を図っていきます。

（注15）PDCA サイクル

プロジェクトの実行に際し、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Act）を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み（考え方）のこと。

PDCA サイクル



5 DXに関する人材育成方針

本市における情報化を推進していく上で、各部署において情報化に関する人材育成が不可欠となっています。

特に、マイナンバー制度の施行以後、関係業務の情報システムの対応、情報ネットワークのセキュリティ強化など、本市の情報システムへの要求事項の多様化が進んでいます。

さらに今後、国が策定した自治体 DX 推進計画に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化、行政手続きのオンライン化の推進、また、AI、IoT（注16）等の新しい技術やサービスの登場により、ますます、ICT 利活用の高度化・多様化が進むことが想定されます。

このため、各担当部署に DX 推進リーダー（注17）を設置するとともに、全職員に対する ICT サポートや研修を実施し、情報化を推進する人材の育成を図っていきます。

（注16）IoT

モノのインターネットとよばれ、身の周りの様々なモノがインターネットにつながる仕組みのこと。Internet of Things の略。

（注17）DX 推進リーダー

流山市 DX 推進リーダー設置要綱により、各担当部署に1名以上選任し、部会の出席や課内の情報化を推進する役割を担う。

(1) 情報管理部門の役割

- ア 情報ネットワーク及び情報システムの安定稼働
- イ 情報管理部門以外が所管するシステムのサポート
- ウ 庁内情報セキュリティマネジメントの監査及び教育
- エ 情報システムを利用した業務プロセスの改善
- オ 情報化施策の推進
- カ 国、千葉県、近隣市町村との連携

(2) 情報管理部門以外の役割

- ア 情報システムの安定稼働
- イ 情報セキュリティポリシーの遵守
- ウ 情報システムを利用した業務プロセスの改善
- エ システム導入時の情報管理部門との連携
- オ 国、千葉県、近隣市町村との連携
- カ DX に関する研修の受講等

(3) 情報管理部門に必要とされるスキル

情報管理部門へ配属になった職員への教育やスキルの底上げは、「情報管理部門」の大切な役割です。

一方、情報管理部門に配属され、教育を受けながらスキルを身につけた職員の異動は避けられません。

たしかに、人事異動による一時的な情報管理部門のスキルの喪失はありますが、「情報管理部門のスキルを持った職員を庁内へ投入できる」とプラスにとらえて、配属先の ICT 推進をサポートしてもらうという見方もできます。

そのため、新しく情報管理部門へ配属された職員と情報管理部門から異動した職員により、庁内の DX 推進や業務効率化が行われ、組織全体の成長に寄与することも情報管理部門の役割として重要なことです。

以下は情報管理部門に必要とされるスキルとなります。

- ・ 情報ネットワーク及び情報システムの理解
- ・ 情報システムを利用した業務の理解
- ・ 事業者等とのコミュニケーションスキル、ICT 基礎知識
- ・ 情報システム運用の知識
- ・ セキュリティ管理に関する知識

(4) 人材育成

ア 情報活用スキル向上のためのサポート

各種システムやアプリケーションの活用等により、業務の改善や効率化につながるスキル向上を図るためのサポートを実施していきます。

イ 情報セキュリティ対策の研修

情報化の進展に伴い、情報セキュリティ対策も変化していくため、全職員に対して、情報セキュリティに関する人的、物理的及び技術的セキュリティ対策の知識習得、行動につなげる研修を継続的に実施していきます。

ウ 情報システム調達の研修

情報システム調達の標準的な手法の確立により、市全体で最適な情報システムの導入を進めるための研修を実施していきます。

エ データ利活用の研修

政策立案や住民サービスの向上を行うため、全庁でデータ利活用に必要な知識や技術の習得を行うための研修を実施していきます。

オ マイナンバー研修

平成29（2017）年度から国や地方公共団体等とのマイナンバーをキーとした情報連携が開始され、マイナンバーを含む特定個人情報の管理及び取扱いが重要となっているため e-ラーニングや庁内研修を実施していきます。

カ 統合型 GIS 研修

平成29（2017）年度から各課で運用していた地図データ及びシステムを統合し、共通の GIS 基盤を構築することで、業務の更なる効率化、市民サービスの向上、オープンデータ等の取組を推進するため庁内研修を実施していきます。

キ その他の ICT 研修

外部機関が実施する ICT 研修等も積極的に参加していきます。

(5) DX 推進リーダー

令和5（2023）年12月に総務省が改定した「人材育成・確保基本方針策定指針」では、DX 推進リーダーは、行政実務の知識・経験を有する一般行政職員の中から、特に、集中的にデジタルに関する知識・技能を身につけさせる職員を指定し、基本方針等において、当該団体として、組織的に DX 推進リーダーの育成に取り組むことを示した上で、着実に育成の取組を進めることが記載されています。

そこで、本市では、令和6（2024）年度から各課等における ICT 活用及び DX 推進の中心的な役割を担う「DX 推進リーダー」を所属長の推薦により選定しています。

DX 推進リーダーは、本市の ICT 活用及び DX 推進に向けた庁内での取組を推進するため、情報管理部門と連携を図る役割を担います。

その役割を果たすためには、ICT 及び DX への一層の理解が必要であることから、DX 推進リーダーの会議や研修等を通じて庁内 DX の推進を図ります。

(参考) 地方公共団体の情報担当職員等に対する各種研修等

教育研修受講モデル

表1及び表2のとおり育成したい人材に合わせた研修受講例を御案内しますので、受講する研修を検討する際の参考にしてください。

表1 育成したい人材及び目標レベル

育成人材	目標レベル
一般職員	<ul style="list-style-type: none">・ 情報社会における問題の発見・解決に IT を効果的に活用するための知識を修得する。・ コンピュータの構成、各構成要素の働きを理解し、自身のコンピュータで不具合が発生した場合の状況を説明することができる。・ インターネットの脅威を理解し、個人でできるセキュリティ対策を理解する。・ 自治体 DX とは何か、概要を理解する。
DX 推進担当者	<ul style="list-style-type: none">・ 周囲を巻き込んで問題解決する方法を身に付ける。・ 情報化政策を説明することができる。・ BPR の考え方、取り入れ方の一例を説明することができる。・ AI・RPA の活用方法を想像し、説明することができる。
情報システム担当者	<ul style="list-style-type: none">・ 自治体 DX の実現における国の動向や情報システムの動向を説明することができる。・ インシデント発生時に自発的な問題解決に向け行動することができるようになる。・ 情報システムのライフサイクルを理解し、説明することができる。
情報セキュリティ担当者	<ul style="list-style-type: none">・ 最近のセキュリティの脅威について説明することができる。・ 情報セキュリティポリシーの概要を説明することができる。・ 情報セキュリティマネジメントの実施サイクルを説明することができる。

表2 研修受講例

育成人材	研修名	研修形態
一般職員	ICTの基礎セミナー	動画
	自治体DX入門セミナー	動画
	情報セキュリティコース	リモート
	個人情報保護コース	リモート
DX推進担当者	BPR実践セミナー	ライブ
	リーダーのための自治体DX入門セミナー	ライブ
	ステークホルダーマネジメントセミナー	ライブ
	DXによる政策推進セミナー	動画
	AI・RPA導入セミナー	動画
	デジタルリテラシー（ITパスポート対応）コース	リモート
情報システム担当者	新任情報化担当者セミナー	動画
	ネットワークセミナー	動画
	システム監査セミナー	動画
	システム運用管理セミナー	動画
情報セキュリティ担当者	情報セキュリティマネジメントセミナー	ライブ
	情報セキュリティ監査セミナー	ライブ
	情報セキュリティ対策セミナー	動画

（出典）地方公共団体情報システム機構「教育研修御案内」

第3章 情報化に関する社会環境及び国・県の動向

1 社会の動向

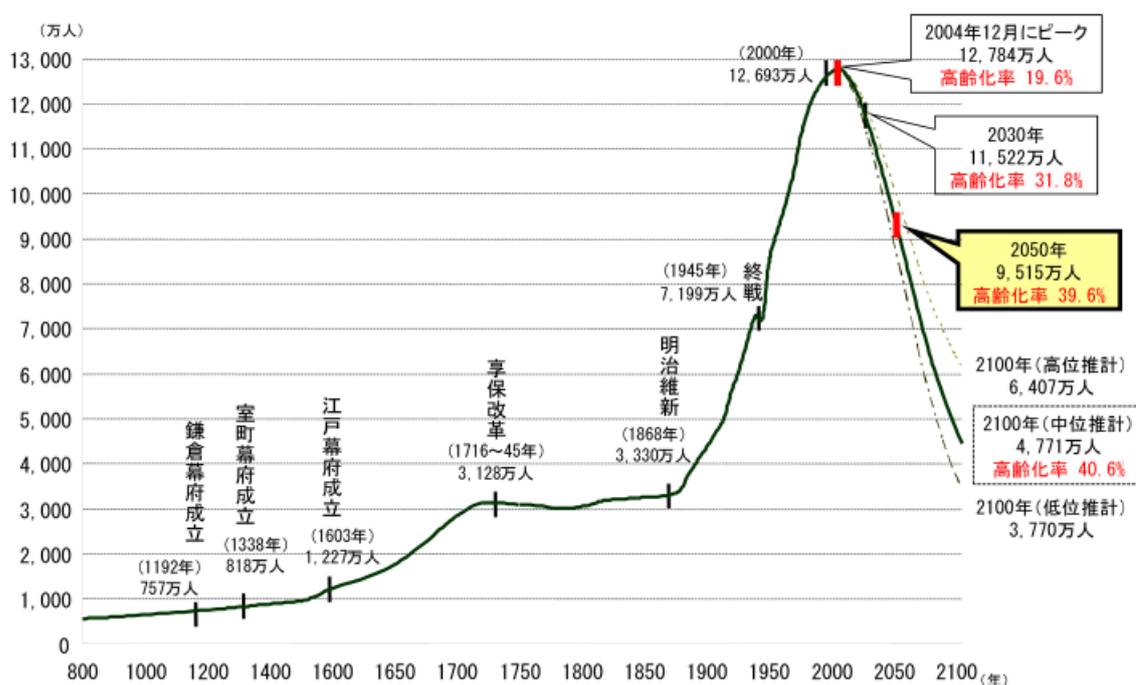
(1) 我が国における総人口の長期推移

我が国の総人口は、平成16（2004）年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていくことが予測され、この変化は、千年単位でも類を見ない、極めて急激な減少となっています。

特に生産年齢人口（15歳～64歳人口）の減少は、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小による経済成長率の低下などに影響することが懸念されており、労働生産性の向上、労働参加の拡大などが急務となっています。

我が国における総人口の長期的推移

○ 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でも類を見ない、極めて急激な減少。

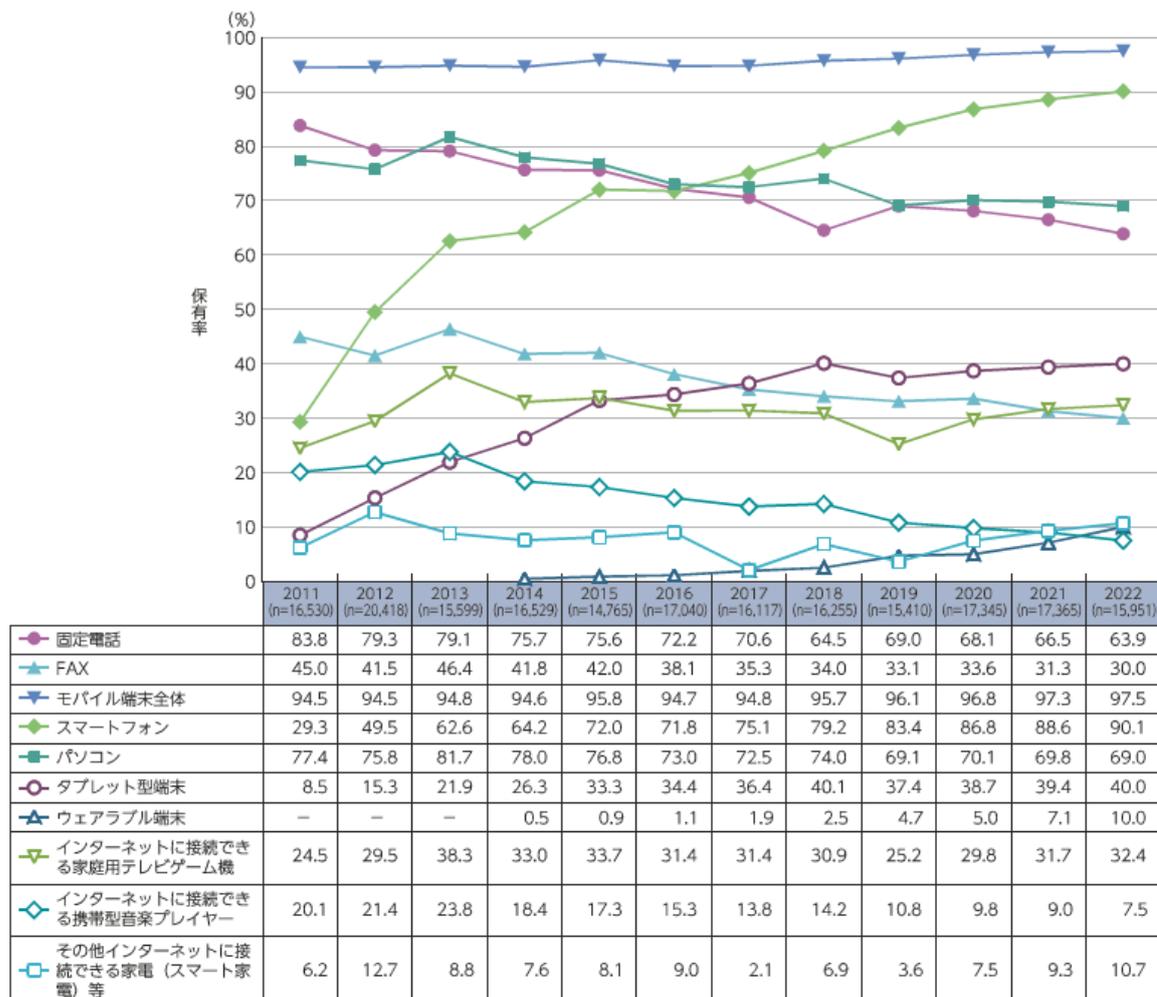


(出典) 総務省「国土の長期展望」

(2) 情報通信機器の世帯保有率の推移

総務省「令和5年版情報通信白書」によると、インターネットなどに接続するための端末について、令和4（2022）年の情報通信機器の世帯保有率は、「モバイル端末全体」で97.5%であり、その内数である「スマートフォン」は90.1%、また、「パソコン」は69.0%となっています。

図表 4-11-1-1 情報通信機器の世帯保有率の推移



(出典) 総務省「通信利用動向調査」

(3) 情報セキュリティ

スマートフォンやタブレット等、ICTの目覚ましい発展により、いつでもどこでもインターネットでつながり、私達の生活が快適なものとなっている中、不正侵入、ウィルス攻撃、データ改ざん等、サイバー攻撃の被害が増えています。

特に、個人では、フィッシングによる個人情報等の詐取、また、組織では、ランサムウェア（注18）による被害が発生しています。

また、令和2（2020）年1月に「新型コロナウイルス」に関する情報を装う E m o t e t という標的型攻撃メール（注19）が、国内で広く送信されました。

このような中、ICTの利活用を推進していくためには、自治体や企業等において、リスクに応じた情報セキュリティ対策を実施していく必要があります。

（注18）ランサムウェア

感染したパソコンをロックしたり、ファイルを暗号化したりすることによって使用不能にした後、元に戻すことと引き換えに「身代金」を要求する不正プログラム。

（注19）標的型攻撃メール

特定の組織や人の情報を窃取する攻撃メール。

順位	「組織」向け脅威	初選出年	10大脅威での取り扱い (2016年以降)
1	ランサム攻撃による被害	2016年	10年連続10回目
2	サプライチェーンや委託先を狙った攻撃	2019年	7年連続7回目
3	システムの脆弱性を突いた攻撃	2016年	5年連続8回目
4	内部不正による情報漏えい等	2016年	10年連続10回目
5	機密情報等を狙った標的型攻撃	2016年	10年連続10回目
6	リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃	2021年	5年連続5回目
7	地政学的リスクに起因するサイバー攻撃	2025年	初選出
8	分散型サービス妨害攻撃（DDoS攻撃）	2016年	5年ぶり6回目
9	ビジネスメール詐欺	2018年	8年連続8回目
10	不注意による情報漏えい等	2016年	7年連続8回目

（出典）独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ10大脅威 2025」

2 国の動向

国では、令和2（2020）年末に、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、自治体DX推進計画として策定し、令和6（2024）年4月24日には第3.0版に改定を行い、公表しています。

自治体DX推進計画では、自治体情報システムの標準化・共通化や自治体のAI・RPAの利用促進等の重点取組事項を自治体DXの具体的な施策として掲げています。

自治体DX推進計画等の概要	
<p>○ 「デジタル・ガバメント実行計画」策定（令和2年12月）以降、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、自治体の取組を後押し（計画期間：令和3年1月～令和8年3月）。</p> <p>○ 「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」に、「推進計画^{※1}に基づき、デジタル人材の確保・育成やデジタル技術の活用、住民との接点（「フロント」）の改革^{※2}など、財政の効率化等につながるデジタル化の取組を推進する」旨が記載されたこと等をふまえ、随時改定を実施。</p> <p><small>※1 「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画（第2.0版）」（令和4年9月2日総務省策定） ※2 オンライン申請の推進・強化や多様な窓口の実現など。</small></p>	
<p>自治体DX推進計画（2020.12.25策定、2024.2.5改定）</p> <p>■自治体におけるDXの推進体制の構築</p> <p>① 組織体制の整備 ② デジタル人材の確保・育成 ③ 計画的な取組 ④ 都道府県による市区町村支援</p> <p>■重点取組事項</p> <p>① 自治体フロントヤード改革の推進 ・ 各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード（住民と自治体の接点）を実現</p> <p>② 自治体情報システムの標準化・共通化 ・ 2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行</p> <p>③ 公金収納におけるeLTAXの活用</p> <p>④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進</p> <p>⑤ セキュリティ対策の徹底</p> <p>⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進、⑦ テレワークの推進</p> <p>■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項</p> <p>① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化</p> <p>② デジタルデバイド対策</p> <p>③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し</p>	<p>自治体DX推進手順書（2021.7.7策定）</p> <p>■自治体DX全体手順書（2023.12.22改定）</p> <p>・ DXの推進に必要なと想定される一連の手順を0～3ステップで整理 ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定 ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組みの実行</p> <p>■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（2023.1.20改定（2.0版）2023.9.29改定（3.0版））</p> <p>・ 自治体情報システム標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示す</p> <p>■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2023.1.20改定）</p> <p>・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す</p> <p>■自治体DX推進参考事例集（2023.4.28改定）</p> <p>・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの</p> <p>地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12.28策定、2022.9.4改定）</p> <p>これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの</p>

（出典）総務省「自治体DX推進計画等の概要」

別紙2 自治体の主な取組スケジュール

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
推進体制の構築	推進体制の構築					
	人材の確保・育成等					
自治体フロントヤード改革の推進	利便性向上に資する手続のオンライン化					
	その他手続のオンライン化					
	補助					
	子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続を行うため、マイナポータルへの接続に当たっての機器設定、運携サーバー等の設置に要する経費に対して補助				住民との接点の多様化・充実化 データ対応の徹底 人的・空間的リソースの最適配置	
自治体の情報システムの標準化・共通化		ガバメントクラウド 利用地方公共団体順次拡大				
			標準準拠システムへの移行			移行期限
公金収納におけるeLTAXの活用				令和8年9月までの開始に向けた取組		
			【令和5年度】 ・体制の構築（とりまとめ議の決定） ・対象公金の範囲の検討 ・システム構成の把握・改修内容の検討	【令和6年度】 ・ベンダーとの調整（見積もり等） ・令和7年度予算要求	【令和7年度～】 ・システム改修	
セキュリティ対策の徹底	自治体情報セキュリティクラウドの移行					
	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン			改定	改定	改定

(出典) 総務省「自治体DX推進計画等の概要」

3 県の動向

千葉県では県民や事業者の視点で、大きな可能性を持つデジタルを効果的に活用して、千葉県を取り巻く環境の変化や課題に対応することを目的としています。

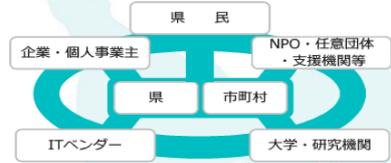
また、行政サービスをはじめ、あらゆる分野でより良い変革を起こし、「安全・安心で便利な千葉の暮らしをつくる」「個性と能力を十分に発揮できる環境をつくる」「千葉らしさを伸ばし、地域に活力を生む出す」ことを目的としています。

千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略は、県だけでなく、市町村や民間団体など様々な主体がともに DX の推進に取り組んでいくため、目指す姿とその具体像、実現に向けた取組を共有するものです。

戦略の趣旨

- ① 安全・安心で便利な千葉の暮らしをつくる
- ② 個性と能力を十分に発揮できる環境をつくる
- ③ 千葉らしさを伸ばし、地域に活力を生み出す

県だけでなく、市町村や民間団体など様々な主体がともにDXの推進に取り組んでいくため、目指す姿とその具体像、実現に向けた取組を共有するもの。



デジタルの可能性



可能性が広がる
多様なニーズに対応
新たなサービス・ビジネスや価値を創出
必要なサービスが必要な時に など

県は、市町村や企業・団体、県民等と戦略を共有し、相互に協力しながら、共に、地域課題の解決や新たなサービスの創出に向けて取り組む。

DX推進により目指す姿

デジタルのチカラで創る
県民の心豊かな暮らしと活力ある千葉



- デジタルの持つ大きな可能性を生かすとともに、誰もがその恩恵を享受することで、
- ▶ 個人：一人ひとりの可能性が広がり、県民が個性と能力を發揮し、思いを実現
- ▶ 社会：変革を通じた新しいサービスや価値の創造により、地域や産業が活性化

『暮らし』 あらゆる人が暮らしやすい社会	『仕事・生きがい』 誰もがどこでも能力を發揮できる社会	『産業』 地域経済が活性化している社会	『行政』 スマート自治体を実現した社会
① 危機管理 県民の生命が確実に守られる体制 ② 安全・安心 安全で安心な生活環境 ③ 医療・福祉 健康で、自分らしく暮らせる環境 ④ 子育て 子育て環境の充実、健やかな成長 ⑤ 社会資本・まちづくり 安全・安心かつ快適な暮らし ⑥ 環境保全 自然豊かな生活環境、持続可能な社会	① 働き方 ライフスタイルに合った働き方 ② 社会参画 誰もが社会に参画し、社会の活力が向上 ③ 学習機会 時間と場所を選ばない学習機会 ④ 文化芸術・スポーツ 自己表現、能力發揮、社会参加の促進	① 産業振興・中小企業 起業・創業、経営基盤の強化 ② 農林水産業 農林水産業の更なる発展 ③ 建設産業 建設産業の持続的な発展 ④ 観光 誰もが何度でも訪れる観光地づくり ⑤ 物流・交通網 人やモノの流れの活性化 ⑥ カーボンニュートラル 実現に向けた着実な取組の推進	① 行政サービス ニーズに合ったきめ細かな行政サービス ② データ利活用 新たな付加価値の創出

目指す姿の実現に向けた当面の取組

目指す姿に向けて一体となって取り組むため
DXの理念、考えの浸透

デジタルの活用による利便性を実感するため
各分野におけるデジタル技術の実装を加速化

県民サービスの向上と行政運営の効率化のため
行政におけるDXを強力に推進

『暮らし』 あらゆる人が暮らしやすい社会	『仕事・生きがい』 誰もがどこでも能力を發揮できる社会	『産業』 地域経済が活性化している社会	『行政』 スマート自治体を実現した社会
① 危機管理 AI等を活用した対策の強化 情報連携、マッチング促進 健康危機や災害への対応力強化 迅速な検知、情報発信と早期復旧 ② 安全・安心 データ等を活用した施策の実施 タイムリーな情報提供 SNS等多様な相談チャネルの推進 デジタルを活用した消費者教育の推進 ③ 医療・福祉 医療・福祉情報等の共有とデータ利活用 デジタルを活用した医療・福祉現場の効率化 デジタルを活用した救急医療体制の強化 オンライン診療の普及促進 ④ 子育て ブッシュ型支援とコミュニティ形成促進 児童相談所等のデジタル化推進 ⑤ 社会資本・まちづくり インフラ整備・維持管理の高度化 データ活用等によるまちづくり デジタルを活用した公共事業への理解促進 シェア交通等の促進 ⑥ 環境保全 デジタルを活用した環境モニタリング ICTを活用した廃棄物の適正処理の推進 ICTを活用した有害鳥獣対策	① 働き方 多様な働き方の推進 地域の仕事や人材のマッチング促進 魅力発信と二地域居住の促進 ② 社会参画 高齢者や障害のある人などへのIT支援 県民活動への理解や参加の促進・定着 ③ 学習機会 学習活動の充実と情報活用能力の育成 学校教育の情報化に向けた体制整備 子どもの障害に応じたICT活用の推進 図書館サービスの利便性向上 ICTを活用した生涯学習の推進 IT分野のリカレント教育の推進 ④ 文化芸術・スポーツ デジタルを活用した文化振興 デジタルを活用した競技支援	① 産業振興・中小企業 デジタルを活用した意欲的な取組の促進 (起業・創業、新事業創出、連携促進) 中小企業におけるDX推進 デジタル人材の育成 ② 農林水産業 スマート農林水産業の推進 次世代に対応した先導的研究の推進 ③ 建設産業 建設現場等の生産性・安全性向上 ④ 観光 観光分野におけるDXの推進 (観光マーケティングなど) ⑤ 物流・交通網 成田空港の東アジア物流拠点化の推進 ICTによる交通マネジメント 地域特性に応じた企業誘致の推進 ⑥ カーボンニュートラル 再生可能エネルギー設備等の導入促進 スマートグリッドの推進 カーボンニュートラルに向けた企業振興	① 行政サービス 行政手続のオンライン化の推進 マイナンバーカードの普及・活用 公金収納のキャッシュレス決済の推進 行政内部のデジタル改革 デジタル人材の確保・育成 市町村との連携及び市町村DXの支援 ② データ利活用 分野横断的なデータ連携の推進 オープンデータ等の利活用の促進 行政内部におけるデータ活用の推進



推進を支える土台づくり	①意識の醸成・人材育成	②共創の機会の創出	③デジタル技術の活用の環境整備
推進に当たり留意すること	①「人」が主役のDXの推進	②「共に」進めるDXの推進	③実効性の確保
			④個人情報保護と情報セキュリティの確保

(出典) 千葉県「デジタル・トランスフォーメーション推進戦略」

第4章 本市のデジタル化におけるビジョンと基本方針

1 本市が目指す姿

(1) 目指すべきビジョン

【デジタルの活用により、市民とつくる住み続ける価値の高いまちへ】

(2) ビジョン設定の目的

国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げています。

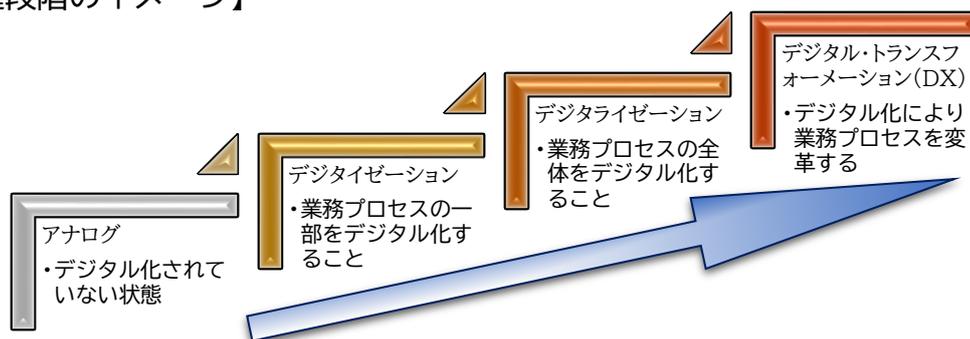
本市においても、市民等（ここでは流山市に住む市民以外にも事業者や市民団体、流山市に通勤・通学をする方等、将来に渡って流山市に関わる全ての方を含みます。）と行政がデジタルによってより円滑に繋がり、時間的制約、地理的制約等から解放され、共に様々な情報の共有を行う等、行政課題を解決する基盤を構築するとともに、「住み続ける価値の高いまち」、「市民の知恵と力が活きるまち」、「市民に役に立つ市役所」の実現のため、目指すべきビジョンを設定するものです。

(3) DX 推進の目的

少子高齢化を背景に、自治体の職員数が限られる中、多様な行政ニーズに対応できるよう、業務の徹底した自動化・省力化を図り、行政手続きの迅速化や業務の効率化を行う必要があります。

デジタル化により業務プロセスを変革することで、業務効率化や職員の負担軽減が図られるほか、行政手続きのオンライン化等により市民サービスの向上が期待でき、さらにはデジタルデータの解析により政策の高度化や、リアルタイムの情報提供等により、行政運営の透明性と信頼性の向上、関係機関のデータ連携の強化による災害対策の強化など持続可能な地域社会の実現にも資するものです。

【DX 推進段階のイメージ】



(4) DX 推進の視点

本市のDXの推進にあたり、以下の視点から「DX推進のためのグランドデザイン」を設定し、DX推進に取り組んでいきます。

ア 利用者目線の徹底

デジタル技術の導入はゴールではなく手段であり、利用者目線での業務改革を行い、DXを推進していきます。

イ デジタルファースト

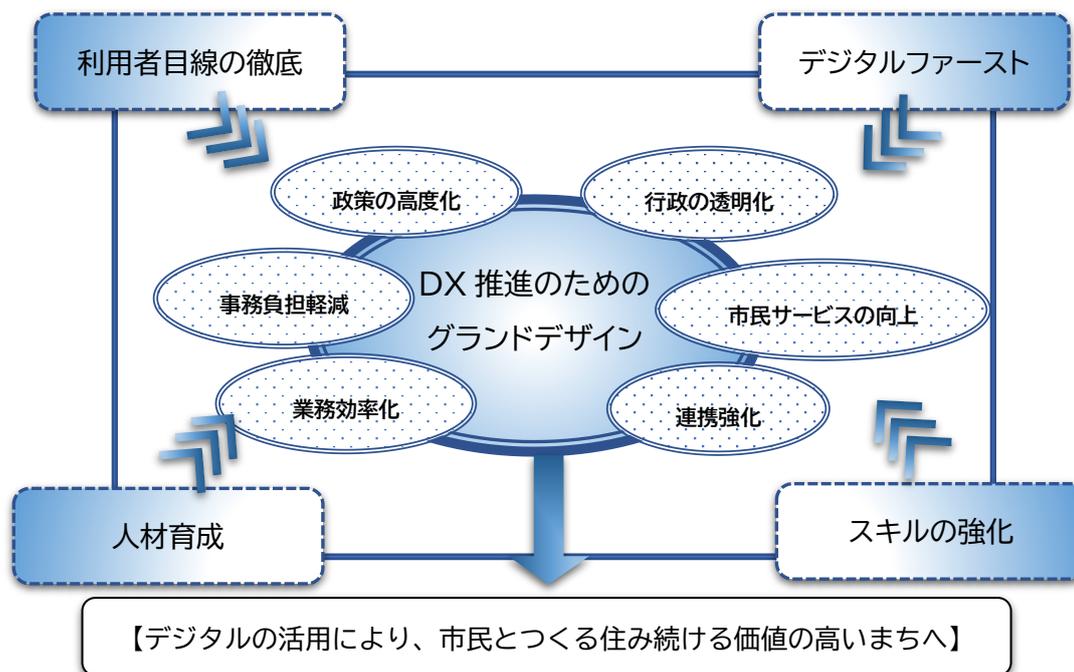
行政手続やサービスが一貫してデジタルで完結できるよう、BPR（注20）の取組の徹底により、業務の効率化や市民サービスの向上を進めます。

ウ 人材育成とスキルの強化

DXの推進には、職員一人ひとりがデジタルによる変革を自分事ととらえることが重要であり、職員の自律的な行動を促すために、組織内における迅速な「情報共有」と、職員一人ひとりが「働きやすく、魅力的で、選ばれる、やりがいのある職場」を目指し、組織全体で共に実行していくことができる組織風土づくりを進めます。

また、先進技術の調査研究として、AI、Web3.0など先進技術やサービスは日々進化しているため、その最新動向について常に情報収集を行い、研究し、市民サービスの向上を進めます。

【DX 推進のためのグランドデザインのイメージ】



(注20) BPR

サービスデザイン思考に基づき、内部業務のプロセスや業務フローを見直し再構築すること。

Business Process Re-engineering の略。

2 基本方針

流山市では、目指すべきビジョンを実現するために「住民向けDX」「行政運営効率化のためのDX」「官民連携によるDX」の3つの方針に基づいて、DXを推進していきます。

なお、以下の基本方針に掲載している各項目については、P30以降にある「第5章 本市の現状と方向性」の各項目を記載したものとなります。

【基本方針】

住民向けDX

- ・ 1 自治体フロントヤード改革の推進
- ・ 4 マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ・ 9 デジタルデバイド対策

行政運営効率化のためのDX

- ・ 2 自治体情報システムの標準化・共通化
- ・ 3 賦課・収納におけるeLTAXの活用
- ・ 5 セキュリティ対策の徹底
- ・ 6 自治体のAI・RPAの利用促進
- ・ 7 テレワークの推進
- ・ 8 デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ・ 10 デジタル原則を踏まえた規制の点検の見直し
- ・ 11 デジタル技術を活用したBPRの取組の徹底

官民連携によるDX

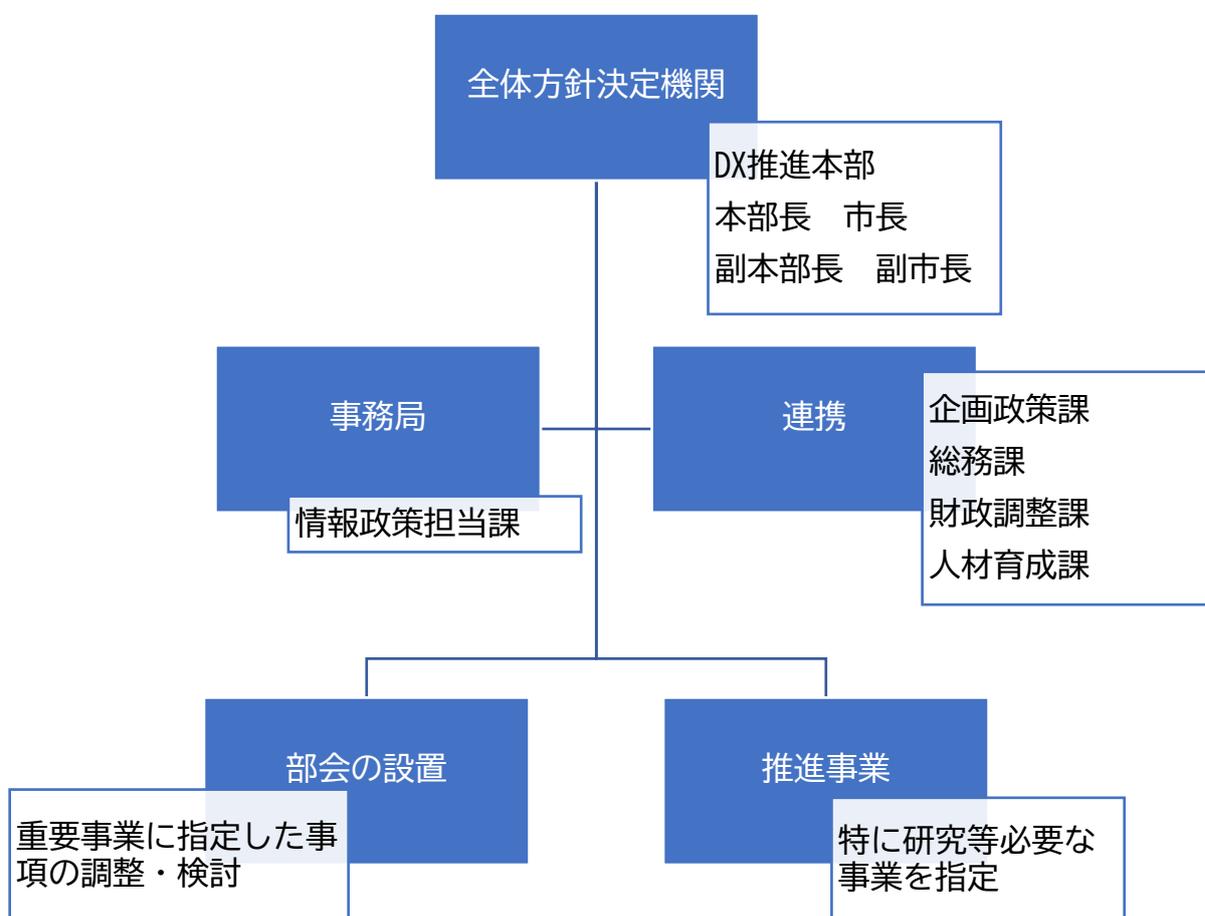
- ・ 12 オープンデータの推進・官民データ活用の推進

3 DX 推進体制

流山市は、「都心から一番近い森のまち」を目指すまちのイメージに掲げ、発展的なまちづくりを進めてきましたが、DX を本質的に行うためにはデジタルによって目指すべき将来像を明らかにし、組織の垣根を越え、全庁が一丸となって進める必要があります。

その実現のためには、情報政策部門以外にも財政部門、人事部門のほか、実務を理解している強みを生かし、各部署が自分事として、市役所組織全体で DX を推進していきます。

【推進体制】



4 デジタル人材の確保・育成の推進

DXの実践では、デジタル化により運用を見直し、業務を知る強みを生かし、それぞれの現場の職員が課題を解決することが必要です。

また、セキュリティを脅かす進化に対応するため、職員は常に知識をバージョンアップし、情報リテラシーの向上を図ることも必要です。

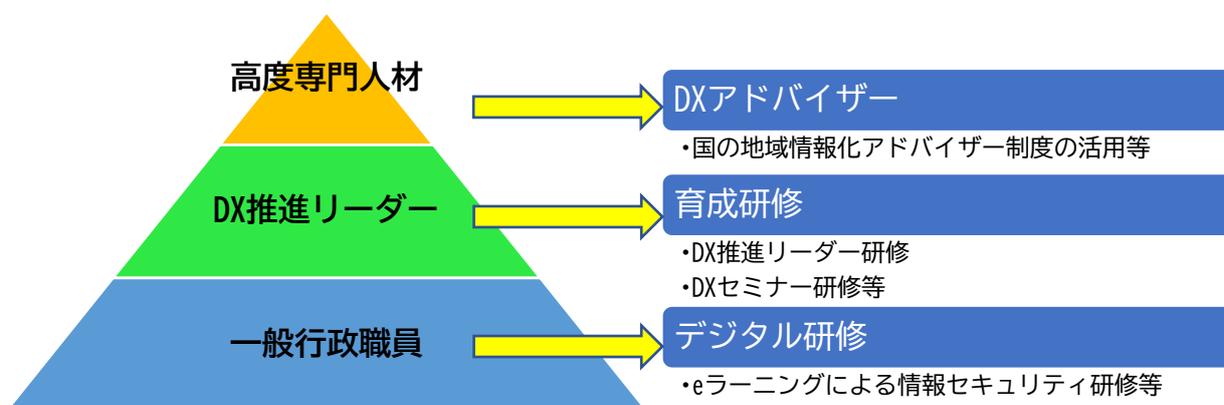
そこで、全職員のデジタルスキルや情報リテラシーを高めるため、管理職を含む全職員への研修の実施に加え、デジタル化の中心となるDX推進リーダーを育成し、デジタル技術の活用を全庁に広めていきます。

なお、DX推進リーダーは、デジタルに関する一定程度の知識と行政実務の知識と経験を兼ね備え、中核となって実務をとりまとめることができる人材のことであり、以下の要件を満たす人材であることが求められています。

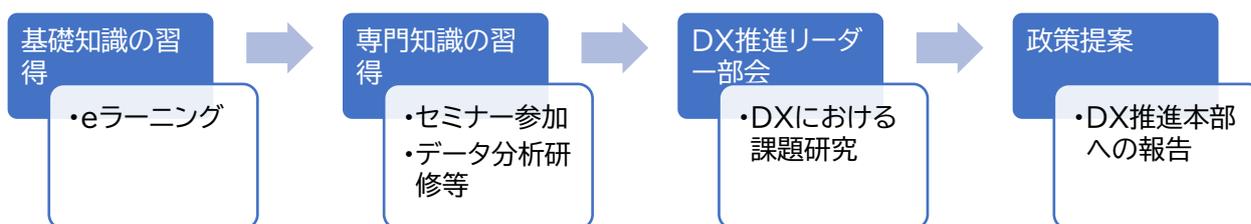
【行政で活躍する「DX推進リーダー」】

- (1) 「デジタル」も「行政」もどちらもわかる。
- (2) 新しい技術に興味・関心があり、行政実務に反映する発想ができる。
- (3) 関係者を巻き込んで合意形成ができる。

<育成体制のイメージ>



<育成研修のイメージ>



5 市民等や他機関との連携や共創によるDX推進

DX推進においては、市民や事業者、他自治体など、多様なステークホルダーとの協力が欠かせません。自治体は限られた経営資源の中で最適な解決策を見出さなければならないため、外部の知恵やリソースを積極的に取り入れることで、地域の課題をより効果的に解決することが求められます。

今後、市民等が「住み続ける価値の高いまち」を実感するために、市の限られた経営資源だけで解決策を考えるのではなく、市民等や事業者、他自治体等の他機関と共に、新たな発想や協力を得ながらDXを推進していきます。

第5章 本市の現状と方向性

国が策定した「自治体 DX 推進計画」の重点取組事項に基づき、ICT を活用し、市民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化など電子自治体を構築するうえで、市民等にとって効果が大きく、かつ組織横断的な課題は次のとおりです。

1 自治体フロントヤード改革の推進

事務事業名	市民向け電子化事業
基本政策	計画を推進するために
施策	7-4：行政経営
事業内容	電子申請・届出等の拡充、電子相談の充実
現状	市の窓口や郵送を通じて行っていた申請・届出が、電子申請を利用することにより、24時間いつでもインターネットを通して行えます。
方向性	<ul style="list-style-type: none">・令和2（2020）年11月に公表された国の押印廃止の見直し方針を受け、利用者の視点に立って電子化できる手続きの拡大を図るとともに、利用者となる市民に向けて広報紙や市ホームページでPRし、利便性向上に努めます。・まず、令和6（2024）年度から発行件数が多い証明書を対象に「行かない窓口」を開始しました。・また、令和7（2025）年度から「書かない窓口」についても、業務改善し、待ち時間の短縮等の市民の利便性の向上のために、発行件数が多い証明書を対象に導入を検討していきます。・さらに、相談の充実については、市民にとって何の手続きが必要かなど、わからないことがあるため、AIチャットボット（注21）等を利用し、会話形式で回答を導けるようにするなど、AIについて調査研究をしていきます。

【KPI】（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）

項目	指標	方向性	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
電子申請	利用 件数	↑	21,000	22,000	23,000	24,000	25,000	26,000
行かない 窓口	手続数 (累計)	↑	16	18	20	22	24	26
書かない 窓口	手続数 (累計)	↑	16	18	20	22	24	26
公共施設 予約シス テム	登録 者数 (累計)	↑	29,000	30,000	31,000	32,000	33,000	34,000

(注21) チャットボット

人工知能を活用した自動会話プログラム。

2 自治体情報システムの標準化・共通化

事務事業名	全庁 LAN 整備事業
基本政策	計画を推進するために
施策	7-4：行政経営
事業内容	庁内システムにおける自治体情報システム標準仕様の導入
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・国で提示している標準仕様は、自治体のデータフォーマットや帳票類の統一等を行うことにより、事務の共通性や住民の利便性の向上、行政運営の効率化が行われることを目的としています。 ・自治体の業務のうち、20業務（住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録）の情報システムについて標準化されます。 ・また、20業務の標準仕様については、令和3（2021）年度夏から順次公開され、令和4（2022）年度までにすべての標準仕様が公開されました。 ・なお、標準仕様への移行の目標時期は令和7（2025）年度とされていることから、当該目標時期に向けて各自治体においては、改めて現在のシステム更改計画等を見直す必要が生じます。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、文字情報基盤への対応、現行仕様書との比較分析等、令和7（2025）年度までに国の標準仕様への準拠を進めていきます。 ・また、令和8（2026）年度以降についても、国の標準化対象業務の候補等の動向を注視し、市で標準化・共通化できるシステムについては順次対応していきます。

【KPI】（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）

項目	指標	方向性	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
基幹系システム の標準化・ 共通化	適用システム 数 (累計)	→	20	20	20	20	20	20

3 賦課・収納における eLTAX の活用

事務事業名	市民税等賦課事業、固定資産評価課税事業、税収納事業
基本政策	計画を推進するために
施策	7-1：財政運営
事業内容	賦課・収納における eLTAX の活用
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ eLTAX（エルタックス）は地方税の申告、申請、納税などの手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムで、本市では平成23（2011）年9月から法人市民税における確定申告等、個人住民税における給与支払報告等の電子申告の受付を開始しています。 ・ 平成26（2014）年12月からは、償却資産の電子申告の受付を開始しています。 ・ 令和元（2019）年10月からは、給与特別徴収および法人市民税の納付がインターネットを利用して電子的に納付できるようになりました。 ・ 令和5（2023）年4月からはQRコードを使用し、住民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、及び軽自動車（種別割）の納付が、全国の金融機関等やインターネットを利用して電子的に納付できるようになりました。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ eLTAX を活用した公金納付は、納税者の利便性向上、金融機関・地方公共団体の事務処理の効率化を資するものであるため、国の動向を注視していきながら、税金以外の公金についても、eLTAX を活用した公金収納を行えるよう検討していきます。

【KPI】（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）

項目	指標	方向性	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
eLTAX 活用	公金取扱い種類(累計)	↑	3	3	6	7	7	7

4 マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

事務事業名	全庁 LAN 整備事業、マイナンバー制度住民記録システム運営事業
基本政策	計画を推進するために
施策	7-4：行政経営
事業内容	マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29（2017）年11月から、異なる行政機関の間でマイナンバーにより生成された符号をもとに情報連携を開始し、これまで市民が行政の各種手続きで提出する必要があった書類を省略できるようになりました。 ・また、同時期にマイナポータル（注22）の運用も開始し、マイナンバーカードを所有している市民は、情報連携における取扱履歴の閲覧や子育てや介護に関する行政手続きとして、ぴったりサービス（注23）の利用ができるようになりました。 ・なお、令和6（2024）年12月からマイナンバーカードを健康保険証として利用することを基準とする仕組みに移行しました。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの普及を推進するために、マイナンバーカードで利用できる手続きを調査研究していきます。 ・特に、本市では、子育て世代が多く転入してきていることから、ぴったりサービスにある児童手当や保育といった手続きを、申請書類の不備等があった場合を除き、市民が窓口に来なくても電子手続きだけで完了できるよう推進していきます。 ・さらに、マイナンバーカードの交付率が令和6（2024）年3月末現在、75%以上となったことから、住民票等の証明書のコンビニ交付を推進していきます。

（注22）マイナポータル

子育てに関する行政手続きをワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする政府運営のオンラインサービス。

（注23）ぴったりサービス

マイナポータルの子育てワンストップサービスの名称。

【KPI】(Key Performance Indicator : 重要業績評価指標)

項目	指標	方向性	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
マイナンバー カード	交付率 (%) (累計)	↑	80	82	84	86	88	90
ぴったり サービス	登録 手続数 (提供数) (累計)	↑	29	30	31	31	31	32
コンビニ 交付	交付 件数 (累計)	↑	43,000	44,000	45,000	46,000	47,000	48,000

5 セキュリティ対策の徹底

事務事業名	全庁 LAN 整備事業
基本政策	計画を推進するために
施策	7-4：行政経営
事業内容	セキュリティ対策の徹底
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・流山市の情報資産に関する情報セキュリティ対策を総合的、体系的かつ具体的に取りまとめた「流山市情報セキュリティポリシー」（情報セキュリティポリシー）を平成15（2003）年度に策定し、平成30（2018）年度にマイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系及びインターネット接続系における情報システム全体の強靱性向上（強靱化）を講じることを加えて改定し、国のガイドラインが改版されるごとに、情報セキュリティポリシーを改定しているところです。 ・情報セキュリティポリシーの的確な運用に当っては職員一人ひとりが内容をよく理解し、委託先事業者を含め共通の認識を持って、情報セキュリティポリシーを遵守しなければなりません。 ・平成30（2018）年度から設置した流山市 CSIRT（注24）の日常的な活動において、情報セキュリティに関する情報を収集し、国や自治体、外部のセキュリティ関連機関の CSIRT 等と情報を共有しています。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後普及する電子申請・届出などインターネットを利用した電子データの取り扱いに際しては、ウィルス対策やネットワークへの不正進入を防ぐファイアウォールの設置、職員のモラルの向上、緊急時の対応等、より一層の安全対策を講じるほか、情報セキュリティ対策について技術進歩に合わせ継続的に内容の評価・見直しを行います。 ・そして、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認や情報セキュリティ対策の評価、見直しのため、内部的な監視や外部の専門機関による監査を実施します。 ・今後、情報システムや IoT 等の情報環境の整備が進む中、情報セキュリティの確保の徹底のためには、以下の情報セキュリティ方針に基づき、機器や情報システム等への情報セキュリティ対策をより一層実施していきます。 <p>【情報セキュリティ基本方針（情報セキュリティポリシー）抜粋】</p>

情報セキュリティ基本方針

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大している。

本市は、市民の個人情報や行政運営上重要な情報などの重要な情報を多数取り扱っており、これらの情報資産を個人情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざんから守り、また操作ミス等によるシステム障害、自然災害によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全に備えることは、市民の権利、利益を守るためにも、また、行政の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠である。

これらの状況を鑑み、本市における情報資産に対する安全対策を推進し、市民からの信頼を確保し、さらに地域に貢献するため、以下に積極的に取り組むことを宣言する。

- 1 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な体制を確立する。
- 2 情報セキュリティ基本方針を実行するため、情報セキュリティ対策基準を策定し、同対策基準に基づき、その実行のための具体的な手順等を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する。
- 3 本市が保有する情報資産を適切に管理する。
- 4 情報セキュリティ対策の重要性を認識し、当該対策を適切に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施する。
- 5 情報セキュリティインシデントが発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定める。
- 6 情報セキュリティ対策の実施状況の定期的な監査及び自己点検等を通して、必要な対策の見直しを実施する。
- 7 全ての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守する。
- 8 地域全体の情報セキュリティの基盤を強化するため、地域における広報啓発や注意喚起、官民の連携・協力等に積極的に貢献する。

(注24) CSIRT

コンピュータセキュリティにかかるインシデント（事故が発生するおそれのある状態）に対処するための組織の総称。

Computer Security Incident Response Teamの略。

【KPI】 (Key Performance Indicator : 重要業績評価指標)

項目	指標	方向性	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
eラーニング セキュリティ 研修	受講者 割合 (%)	↑	70	75	80	85	90	95
不正アク セス対策	不正 アクセス 件数	→	0	0	0	0	0	0
ウイルス 対策	ウイルス 感染 件数	→	0	0	0	0	0	0

6 自治体の AI・RPA の利用推進

(1) AI・RPA の利用推進

事務事業名	全庁 LAN 整備事業
基本政策	計画を推進するために
施策	7-4：行政経営
事業内容	自治体の AI・RPA の利用推進
現状	<ul style="list-style-type: none">・令和元（2019）年度に保育所入所選考において AI を導入し、また、令和 2（2020）年度に音声データを自動でテキスト化できる議事録作成システムを導入したところです。・また、令和 4（2022）年度に LINE を導入し、広報等の情報発信、また、住民からの問い合わせをチャットボット形式で受け付け、AI による自動回答等を行っています。・さらに令和 5（2023）年度から「流山市生成 AI ガイドライン」を策定し、ChatGPT を全庁で業務に利用しています。
方向性	<ul style="list-style-type: none">・定型業務から付加価値の高い政策的業務へ職員の配置転換が必要であるため、定型業務については、外部委託の他、AI や RPA といった最新の ICT 技術の活用による効率化の調査研究や実証実験を行っています。・そして、AI や RPA を適用できる対象業務を選定しながら、業務プロセスの見直しや業務の自動化を行うことで、業務の効率化や正確性の向上、職員の負担軽減、市民サービスの向上を図っていきます。

【KPI】(Key Performance Indicator : 重要業績評価指標)

項目	指標	方向性	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
AI	利用 事務数 (累計)	↑	6	7	8	9	10	11
RPA	利用 事務数 (累計)	↑	7	8	9	10	11	12
流山市 LINE 公式 アカウント サービス	友だち 登録数 (累計)	↑	40,000	42,000	44,000	46,000	48,000	50,000

(2) 行政内部事務効率化の推進

事務事業名	伝票処理の電子化事業、文書管理システム導入事業
基本政策	計画を推進するために
施策	7-4：行政経営
事業内容	行政内部事務効率化の推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> 平成23（2011）年1月に出勤管理システムを導入し、職員の休暇や時間外勤務の申請を電子決裁で行っています。 また、令和元（2019）年度にグループウェアを更新し、庁内の通知等を電子決裁で行っています。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 電子自治体の構築は、ICTを最大限活用することにより、行政コストの削減を図りながら、行政サービスの質的な向上を実現する新たな行財政改革の手法のひとつです。 今後、多様な行政需要に対応していくためには、一層簡素で効率的な行政を実現することにより経営資源（人・時間・財源）を生み出すことが不可欠です。 そのため、文書の收受から起案、決裁、保存や廃棄までを電子的に一括管理する電子決裁・文書管理システムの導入や伝票処理の電子化により、一層の事務の効率化、ペーパーレス化及び環境負荷の軽減を図ります。 今後、行政サービスの維持・向上を実現するため、業務の棚卸作業の実施を行い、行政内部の業務効率化を図っていきます。

【KPI】（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）

項目	指標	方向性	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
電子決裁	システム導入数	↑	3	3	3	4	4	4
ペーパーレス	印刷枚数 (千枚)	↓	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500

(3) 統合型 GIS (地理情報システム) の推進

事務事業名	全庁 LAN 整備事業
基本政策	計画を推進するために
施策	7-4：行政経営
事業内容	GIS 整備事業
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・以前、施設の担当部署では、道路や土地の利用現況等、多様な地理情報をデジタル化された地図に表示させ、作図・分析・情報管理等が行える GIS を個別に（以下「個別 GIS」といいます。）導入し業務を実施していました。 ・そこで、業務の更なる効率化を目的として、市で運用している地図データ及び個別 GIS を統合させ、平成 29（2017）年度に共通の GIS 基盤の構築を行い、道路管理業務、建築住宅業務、資産税業務、都市計画業務をサポートする機能を構築し、地図データやそれに付随する情報を共有しています。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・GIS については、庁内での活用に止まらず、GIS 特有の視覚的効果・分かりやすさを活かし、インターネットを介して市民へ分かりやすい情報提供を行うとともに、市民から市への情報提供あるいは、市民同士の情報交換の場となるほか、電子申請や電子調達での活用も調査研究をしていきます。 ・今後、更なる行政内部の業務の効率化に加え、インターネット上で多くの地図情報を公開することにより、市民サービスの向上を図っていきます。

【KPI】 (Key Performance Indicator : 重要業績評価指標)

項目	指標	方向性	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
統合型GIS	レイヤ 件数 (累計) (注25)	↑	1,060	1,080	1,100	1,120	1,140	1,160

(注25) レイヤ

地形図などの基盤地図データのこと。

7 テレワークの推進

事務事業名	全庁 LAN 整備事業
基本政策	計画を推進するために
施策	7-4：行政経営
事業内容	テレワーク用モバイル端末の活用
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の対策を受けて、国の緊急事態宣言による3密を回避する手段等で在宅勤務や分散勤務の手段として、令和2（2020）年2月以降、国からテレワークの推進がされました。 ・本市においても、令和2（2020）年8月からテレワーク用モバイル端末の導入をし、職員がテレワークを行う場合でも職場と同様に庁内の文書サーバやグループウェア、メール、チャット機能等を利用でき、事務効率の向上に寄与しました。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方であるテレワークは、働き方を変えるだけでなく、人々の日常生活における時間の使い方に大きな変化をもたらすものです。 ・テレワーク用モバイル端末は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言時等の他、出張時、災害発生時の現場での対応等の緊急性の高い業務に利用することができると考えており、今後も会議や外部研修等で運用を続けていきます。

【KPI】（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）

項目	指標	方向性	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度 以降
全庁LAN用 モバイル パソコン	配備数 (累計)	→	50	50	50	50	50	50

8 デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

事務事業名	全般
基本政策	計画を推進するために
施策	7-4：行政経営
事業内容	デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルの実装を通じて、地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図る観点から、国が補助制度を創設しています。 ・この補助制度については、様々な社会課題に直面する地方にこそ、新たなデジタル技術を活用するニーズがあることに鑑み、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方が抱える人口減少や少子高齢化、産業空洞化などの社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速することをその意義としています。 ・本市においても、交付金を活用し、令和5（2023）年度から市役所や出張所の窓口においてキャッシュレス決済サービスを導入し、感染症の拡大リスクの低減等から市民サービスの向上を図っています。 ・また、市民の情報提供・要望受付から対応完了、報告・集計までをGISを活用して電子化し、修繕対応等の効率化、事務の簡略化を図ることで、市民から寄せられた情報に迅速に対応するため、交付金を活用して、令和5（2023）年度から道路施設維持管理システムを導入し、市民生活における安全な交通を確保し、道路構造物の劣化・破損などによる事故を未然に防ぐことに寄与しています。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用し、業務に取り組んでいきます。 ・交付金を活用し、市民向けのDXを図っていきます。

【KPI】（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）

項目	指標	方向性	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
デジタル 技術を 活用した 業務数	業務 件数 (累計)	↑	13	15	17	19	21	23
国庫補助 金等の 活用事例	採択 件数 (累計)	↑	9	11	13	15	17	19

9 デジタルデバイド対策

事務事業名	市民向け電子化事業
基本政策	計画を推進するために
施策	7-4：行政経営
事業内容	地域情報化の環境整備に係る取組
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正（デジタルデバイド対策）として、誰もが本市の Web サイトを利用しやすいようにするため、Web アクセシビリティ（注2 6）確保のための環境整備に取り組んでいます。 ・また、Office ソフト、メールやインターネット等の活用のため、パソコン教室、スマートフォン教室等での講座を通じて、受講生が発展的・継続的に学ぶことができるように、公民館等における学習機会の提供を推進し、地域における人材育成の確保を図っています。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・国内向け新型コロナワクチン接種証明書の電子版については、スマートフォンからマイナンバーカードを使い専用のアプリケーションを利用するようになったほか、国のマイナポイント事業により、スマートフォンから手続きできるようになるなど、今後、スマートフォンを利用した行政手続きが増えることが予想されます。 ・このような状況を踏まえ、本市では行政のデジタル化に合わせて、60歳以上の方を含む市民の方々がスマートフォン等を利用して情報取得や申請等が行えるよう、スマートフォン講座の内容を充実し、継続していきます。 ・また、ICT 活用における能力格差の是正や能力向上、地域の情報化を推進するため、ICT 技術を利用して地域の課題解決に取り組む団体等への後援を行います。 ・今後、教育、医療、子育て、防災、観光等の分野において、IoT を活用した地域課題の解決、地域経済の活性化を目指す試みが、全国で実施されているため、インターネットを通じた攻撃等への情報セキュリティ対策が講じられた上での IoT を確保していきます。

【KPI】（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）

項目	指標	方向性	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 12 (2030) 年度 以降
スマート フォン 講座	開催数	→	24	24	24	24	24	24
公共施設 無線 LAN 環境	設置 施設数 (累計)	→	92	92	92	92	92	92

（注26）Web アクセシビリティ

高齢者や障害のある方など、心身の機能の制約や利用環境等に関係なく、誰もが Web で提供されている情報にアクセスし利用できること。

10 デジタル原則を踏まえた規制の点検の見直し

事務事業名	全庁 LAN 整備事業
基本政策	計画を推進するために
施策	7-4：行政経営
事業内容	デジタル原則を踏まえた規制の点検の見直し
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2（2020）年度の国の方針により、新型コロナウイルス感染症の対策を受けて、書面規制、押印、対面規制等の見直しが進んでいます。 ・また、感染リスクの軽減のみならず、業務の効率化に加え、何より市民の利便性の向上が図られることから、本市においても、各課への申請書等の調査を行い、令和2（2020）年12月18日付けで「流山市申請書等の押印義務付け見直し方針」を策定しました。 ・そして、「流山市申請書等の押印義務付け見直し方針」に基づき、市に提出する申請書等に押印を署名に代えることができるように、手続きを見直し、とりまとめ、市ホームページに状況を公表しました。 ・令和5（2023）年4月1日時点で、市に提出いただく様式2,700件のうち2,417件、率にして89.5%について、署名（本人による自署）があれば、押印不要となっています。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、個別の法改正等により押印が不要となるものについて随時対応し、手続きの電子化等を積極的に進め、さらなる市民の利便性の向上につなげていきます。

【KPI】（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）

項目	指標	方向性	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度 以降
押印廃止	件数 (累計)	↑	2,440	2,460	2,480	2,500	2,520	2,540

11 デジタル技術を活用した BPR の取組の徹底

事務事業名	全庁 LAN 整備事業
基本政策	計画を推進するために
施策	7-4：行政経営
事業内容	デジタル技術を活用した BPR の取組の徹底
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、デジタル3原則に基づく BPR を含めた業務全体の見直しを推進しています。 ・本市でもデータを利活用することは、市民サービスの向上や行政運営における意思決定に重要な役割を果たし、また、行政事務の効率化のためには BPR の観点による抜本的な改革が必要との認識のもと、令和 5（2023）年度は、課題解決向上のため、データ収集・分析力の向上及び BPR 実施に向けた実践的なスキルの習得を目的に、データ利活用研修を実施しました。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・データ利活用研修に参加した職員からの意見や感想は、データ収集・分析研修に参加した職員から聴取したアンケート結果によると、「数値データを基に、業務の執行や計画の策定を進めていきたい」等の意見があったため、引き続き研修を実施していきます。

【KPI】（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）

項目	指標	方向性	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 12 (2030) 年度 以降
データ利活用研修	受講者数 (累計)	↑	60	80	100	120	140	160
BPR 研修	受講者数 (累計)	↑	50	70	90	110	130	150

12 オープンデータの推進・官民データ活用の推進

事務事業名	市民向け電子化事業
基本政策	計画を推進するために
施策	7-4：行政経営
事業内容	オープンデータの取組
現状	<p>平成24（2012）年10月からオープンデータの取組を開始し、市ホームページのオープンデータカタログサイトには、約260件（令和6（2024）年6月1日現在）のデータが掲載されており、行政が出せる情報については、常住人口等を始めとしたデータを積極的に公開しています。</p> <p>市で公開しているオープンデータは、既にホームページで掲載している情報をデータ化したものであり、加工しにくいワードのデータや加工できないPDFデータ等、利用者が使いにくいデータもあります。</p>
課題	利用しやすい形のデータの提供
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン、タブレット端末、SNSの普及等を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されている中、自治体が保有する公共データを、市民や企業にとって利用しやすい形で公開することが求められています。 ・今後、API（注27）を意識したCSVファイル等、機械での判読に適したデータ、また、推奨データセット（注28）に準拠したデータを公開するなど、市全体でオープンデータの取組を推進していきます。

【KPI】（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）

項目	指標	方向性	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度以降
オープンデータ	登録数 (提供数) (累計)	↑	270	280	290	300	310	320

(注27) API

汎用性の高い機能を外部から手軽に利用できるように提供する仕組みのこと。
Application Programming Interface の略。

(注28) 推奨データセット

オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。

第6章 施策別アクションプラン（各論）

別冊「施策別アクションプラン」に掲載しています。

参考資料

1 流山市における情報化の主な取組

年度	月	内容
1966（昭和 41）年度	4 月	町・県民税の税務事務を一括処理方式で電算化
1978（昭和 53）年度	4 月	基幹業務を電算事業者へ委託
1983（昭和 58）年度	4 月	ワープロの導入開始
1987（昭和 62）年度	4 月	財務会計オンライン開始
	10 月	市民記録オンライン開始
		国民健康保険オンライン開始
	1 月	水道業務オンライン開始
1989（平成元）年度	10 月	税収納オンライン開始
		国民年金オンライン開始
1992（平成 4）年度	1 月	印鑑登録・外国人登録オンライン開始
	4 月	市民記録バックアップシステム導入
		給食管理システム導入
5 月	人事記録システム導入	
1995（平成 7）年度	4 月	市民記録通知システム導入
	5 月	人事記録システム切替
1996（平成 8）年度	6 月	国保遡及システム導入
	8 月	下水道オンラインシステム開始
	11 月	法人市民税システム導入
1997（平成 9）年度	6 月	保育料システム導入
		ワープロ最終導入
	9 月	市ホームページ開設
		予算編成システム導入 健康管理システム導入
1998（平成 10）年度	4 月	下水道業務システム導入
	5 月	児童手当システム導入
1999（平成 11）年度	10 月	介護保険オンラインシステム開始
	2 月	老人保健オンラインシステム開始
2000（平成 12）年度	4 月	契約管理システム導入
		給食管理システム切替
	6 月	保育料システム切替
	7 月	住宅料金システム導入
	10 月	源泉徴収システム導入
流山市庁内 LAN 推進計画策定		
2001（平成 13）年度	6 月	財務会計システム切替
	10 月	庁内 LAN システム稼動【ネットワーク構築】
		情報系汎用パソコン導入【160 台リース】
12 月	情報系汎用パソコン導入【90 台リース】	
2002（平成 14）年度	6 月	特別児童扶養手当システム導入
		情報系汎用パソコン導入【64 台リース】

2002（平成14）年度	8月	住民基本台帳ネットワークシステム稼動
	9月	選挙不在者投票システム導入
	10月	支援費システム導入
	11月	庁内LANシステムにグループウェア導入、 インターネット接続
		流山市IT推進本部設置
12月	情報系汎用パソコン導入【255台リース】	
2003（平成15）年度	4月	申告受付支援システム導入
	7月	情報系汎用パソコン導入【23台リース】
	10月	市ホームページリニューアル
	1月	LGWAN（総合行政ネットワーク）接続
	2月	乳幼児医療システム導入
		母子家庭医療システム導入
3月	例規集システム稼動	
2004（平成16）年度	4月	議事録検索システム稼動
	5月	LGWAN文書交換システム稼動
	8月	オンラインユーザー管理システム導入
		情報系汎用パソコン導入【45台リース】
10月	施設予約システム稼動	
2005（平成17）年度	4月	携帯電話等への行政情報発信業務委託
2006（平成18）年度	10月	蔵書検索システム導入
		ファイルサーバシステム更新
		電子調達システム導入 募集開始
		情報系汎用パソコン導入【100台購入】
2007（平成19）年度	6月	電子調達システム導入 入札開始
	7月	情報系汎用パソコン導入【100台購入】
	8月	健康カルテ導入
	9月	資産管理システム導入
	2月	基幹系システムダウンサイジング 【市民記録グループ稼動】
2008（平成20）年度	4月	基幹系システムダウンサイジング 【保険グループ稼動（後期高齢）】
		後期高齢者医療広域連合電算処理システム導入
	7月	基幹系システムダウンサイジング 【保険グループ稼動】
		基幹系システムダウンサイジング 【税グループ稼動】
	8月	情報系汎用パソコン導入【92台購入】
		電子申請システム導入
	9月	戸籍電算システム導入
	1月	LGWANシステム更新
	2月	特定検診・地域健康支援システム開発
3月	臨時職員賃金等管理システム導入	

2009（平成 21）年度	4月	庁内情報端末 LOG 管理システム導入
	6月	情報系汎用パソコン導入【120 台購入】
	1月	情報系汎用パソコン導入【400 台購入】
	2月	市内小中学校校務用パソコン導入【300 台購入】
	3月	公共施設地上デジタル対応テレビ導入【45 台購入】
市内小中学校地上デジタル対応テレビ導入【389 台購入】		
2010（平成 22）年度	6月	人事給与・出退勤管理システム導入 業者募集及び選定
	9月	施設予約システム更新
	10月	電子申請システム更新 業者募集及び選定
	1月	人事給与・出退勤管理システム導入
	3月	インターネットシステム更新
2011（平成 23）年度	4月	電子申請システム更新
	6月	スパムメール除去システム導入
	10月	情報系汎用パソコン導入【36 台購入】
ファイルサーバシステム更新		
2012（平成 24）年度	10月	市ホームページ CMS システム導入
		オープンデータ公開
2013（平成 25）年度	8月	情報系汎用パソコン導入【400 台賃貸借】
	9月	資産管理ソフトシステム（QND）導入
	10月	情報系汎用パソコン導入【10 台購入】
	1月	LGWAN システム更新
2014（平成 26）年度	4月	基幹系システム【市民記録グループ】更新
		基幹系システム【税グループ】更新
		基幹系システム【保険グループ】更新
	5月	全庁 LAN パソコン購入【100 台購入】
	8月	グループウェア更新
	10月	全庁 LAN パソコン購入【30 台購入】
	1月	全庁 LAN パソコン購入【30 台購入】
2015（平成 27）年度	5月	全庁 LAN パソコン購入【100 台購入】
	9月	外部記録媒体管理システム導入
	12月	暗号化システム導入
		ネットワーク検閲システム導入
		基幹系ネットワークファイルサーバ導入
	2月	標的型攻撃メール対策システム導入
		全庁 LAN パソコン購入【20 台購入】
3月	全庁 LAN パソコン購入【6 台購入】	
2016（平成 28）年度	4月	施設予約システム更新
		電子申請システム更新
	8月	全庁 LAN パソコン購入【34 台購入】
	1月	基幹系バックアップシステム導入

2016（平成 28）年度	2月	全庁 LAN パソコン購入【2台購入】
		地図情報共有システム導入
	3月	全庁 LAN パソコン購入【5台購入】
		仮想システム導入
		基幹系システム二要素認証システム導入
		基幹系システム資産管理ソフト導入
2017（平成 29）年度	6月	統合型 GIS 導入
		国保情報集約システム導入
		千葉県自治体情報セキュリティクラウド導入
	7月	子育てワンストップ LGWAN-ASP 導入
		番号制度連携システム導入
		全庁 LAN パソコン購入【70台購入】
	10月	ファイルサーバシステム更新
		ホームページシステム更新
		全庁 LAN パソコン購入【50台購入】
	12月	
2018（平成 30）年度	5月	基幹系システム自治体クラウド採用
	8月	全庁 LAN パソコン賃貸借【300台賃貸借】
	9月	資産管理ソフトシステム更新
	10月	児童家庭相談システム導入
	1月	LGWAN システム更新
	2月	証明書コンビニ交付導入
2019（平成 31）年度	4月	介護ワンストップ LGWAN-ASP 導入
	8月	全庁 LAN パソコン賃貸借【339台賃貸借】
	9月	基幹系システム RPA 導入
	11月	グループウェア更新
2020（令和 2）年度	7月	基幹系システム【市民記録グループ】更新
		基幹系システム【税グループ】更新
		基幹系システム【保険グループ】更新
	8月	全庁 LAN パソコン賃貸借【70台賃貸借】
		会計年度任用職員管理システム導入
		テレワーク用モバイルノートパソコン購入【50台購入】
		全庁 LAN システム RPA 導入
12月		議事録作成支援システム導入
2021（令和 3）年度	4月	電子申請システム更新
	6月	通訳タブレット賃貸借
	8月	全庁 LAN パソコン賃貸借【50台賃貸借】
		多メディア一斉配信システム導入
		例規集システム更新
	10月	施設予約システム更新
	11月	生活保護世帯訪問支援用タブレット端末導入
3月	仮想システム更新	

2022（令和4）年度	9月	市LINE公式アカウントサービス開始
	10月	ファイルサーバシステム更新
		ホームページシステム更新
	3月	全庁LANネットワーク機器システム更新
2023（令和5）年度	6月	統合型GIS更新
	8月	道路維持管理システム導入
	9月	資産管理ソフトシステム更新
		家屋評価業務支援システム導入
	10月	生成AI利用開始
証明書発行キャッシュレス決済開始		
2024（令和6）年度	8月	オンライン申請システム「行かない窓口」導入
	10月	公園維持管理システム導入
		伝票電子決裁導入
		ビジネスチャットツール導入
	11月	グループウェア更新
1月	証明書コンビニ交付更新	

2 流山市 DX 推進計画策定経緯

日付	項目	内容
令和 5 (2023) 年 10 月～ 令和 6 (2024) 年 10 月	庁内調査	自治体 DX 推進を踏まえた情報化関連 事業にかかる庁内調査
令和 6 (2024) 年 4 月～ 11 月	流山市行財政改革審議会	DX 計画の方向性にかかる審議
令和 6 (2024) 年 4 月～ 12 月	「流山市 DX 推進計画」 (全体案)について庁内調 査・調整	自治体 DX 推進計画を踏まえた「流山 市 DX 推進計画」(全体案)を庁内に提 示し、庁内調整実施
令和 7 (2024) 年 1 月	流山市 DX 推進本部	自治体 DX 推進計画を踏まえた流山市 DX 推進計画策定

3 流山市 DX 推進本部設置要綱

(設置)

第1条 ICT（情報通信技術）の活用及びDX（デジタル技術による改革）の取組により、流山市情報セキュリティ委員会で行う情報セキュリティ対策に関する調査、審議及び決定を除く情報化施策等を総合的かつ計画的に推進し、市民や企業等への行政サービスの一層の向上と行財政運営の更なる効率化を図るため、流山市 DX 推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政及び地域の情報化施策の推進に関する基本方針等の決定。
- (2) 行政及び地域の情報化施策の推進に関する計画の策定。
- (3) 行政及び地域の情報化施策の推進に関する総合調整。
- (4) その他行政及び地域の情報化推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長とし、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は副市長とし、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 本部員は、部局長会議（流山市庁議等の設置及び運営に関する規則第4条第1項に規定する会議）の構成員をもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は推進本部を招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は必要があると認めるときは、本部員以外の者を推進本部に出席させることができる。
- 3 会議は、本部員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

(部会)

第5条 推進本部のもとに部会を設置することができる。

- 2 部会は推進本部が重要事業として指定した事項について調査・検討等を行い、その結果を推進本部に報告する。
- 3 部会は部会長及び部会員で構成する。
- 4 部会員は関係課等の中から流山市 DX 推進リーダー設置要綱により、DX 推進リーダーを選任し、原則として事務局が部会員を選任する場合を除き、DX 推進リーダーの職員をもって充てる。

- 5 部会長は部会員の互選により選出する。
- 6 部会長は部会を招集し、会議の議長となる。
- 7 部会は部会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 8 部会長は必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させることができる。
- 9 部会の庶務担当者は部会員の中から部会長の指名した者とする。
(推進事業)

第6条 推進本部は、電子的処理関連事務・事業の中から、特に研究等推進が必要な事業（以下「推進事業」という。）を指定することができる。

- 2 前項により指定された事務・事業を所管する各課等は、推進本部が定める「情報化施策に関する基本方針」に則り、各事務・事業を進めるものとする。
- 3 各課等は、指定された事務・事業に関する調査・検討等の結果について、推進本部の要請があった場合は、推進本部に報告する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総合政策部情報政策・改革改善課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

4 流山市 DX 推進リーダー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、DX 推進リーダーを配置することにより、情報セキュリティを含めたデジタル技術等の利用に必要な知識、能力及び市民サービスの向上、情報関連機器等の適正かつ円滑な運用並びにデジタル技術を取り入れ、業務を改善し、もって行政の ICT 及び DX の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ICT Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略語であり、情報通信技術をいう。

(2) DX Digital Transformation (デジタル・トランスフォーメーション) の略語であり、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って行政サービスを変革することをいう。

(3) DX 推進リーダー 行政における ICT 及び DX の推進に当たり、各課等においてデジタル活用を前提とした問題解決法を助言する中心的な役割を担う者をいう。

(DX 推進リーダーの任命)

第3条 DX 推進リーダーの任命は、各課長等がその所管する課等(以下「所属」という。)の職員のうちから指名する。

(職務)

第4条 DX 推進リーダーの職務は、次のとおりとする。

(1) 所属におけるデジタル化の推進、啓発に関すること。

(2) 所属における AI 等のデジタル技術を活用した業務改善及び業務改革に関すること。

(3) 所属におけるデータ利活用の推進に関すること。

(4) 所属と情報政策担当課との連絡調整に関すること。

(5) その他流山市 DX 推進計画を推進するために必要な事項

(定員及び任期)

第5条 DX 推進リーダーは、所属に1人以上とし、その任期は、任命のあった日からその年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

(研修の実施)

第6条 情報政策担当課長は、DX 推進リーダーを育成するため、次に掲げる事項の研

修を実施するものとする。

- (1) 情報関連機器、情報システム及びネットワークの運用に関する事項。
- (2) 情報セキュリティ対策に関する事項。
- (3) 市の ICT 及び DX に関する事項。
- (4) その他、第4条に掲げる職務の遂行に必要な事項。

2 前項のほか、DX 推進リーダーに対して、ICT 及び DX に関する講習会、研修会等への参加及び受講の機会を積極的に提供するものとする。

(所属長の協力)

第7条 所属長は、DX 推進リーダーに指名した所属職員が第4条に掲げる職務を円滑に遂行できるよう配慮するものとする。

(庶務)

第8条 DX 推進リーダーに関する庶務は、情報政策担当課において処理する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



流山市

Nagareyama City